

あらゆるハラスメントのないまちづくりをめざして

☎総務課 総務法制グループ(本館2階) ☎73-9107

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、人権を侵害する許されない行為です。安全や健康、豊かな生活を脅かすだけでなく、能力を十分に発揮する機会や可能性を奪うことにもつながります。

誰もがあらゆるハラスメントを受けない権利を持っています。ハラスメントを未然に防止し、根絶しましょう。

ハラスメントとは

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメントなど違法・不当な言動により、他者に身体的・心理的・性的・経済的な損害や苦痛を与える行為をハラスメントといいます。

ハラスメント防止のための取組

おごおりハラスメントに関する弁護士無料相談窓口(令和8年7月に開始)

日時 毎月第1・3火曜 13時～17時

相談人数 1日あたり4人(先着順・1人1時間まで)

場所 人権教育啓発センター

令和8年10月1日から、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対策が義務化されます

近年、顧客等からのカスタマーハラスメントや就職活動中・インターンシップ中のセクシュアルハラスメントによる被害が発生しています。こうしたハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務付ける改正法が令和8年10月1日に施行されます。

事業主には、ハラスメントに対する方針を明確化して労働者に周知・啓発することや相談体制を整備することなどが義務付けられます。

ハラスメントによる企業にとってのリスク

- 労働者の業務パフォーマンスの低下や健康状態の悪化、休職・退職につながる可能性
- 労働者の働く意欲やモラルの低下により、生産性が低下する可能性
- 職場でハラスメントが横行している企業だという印象を持たれ、企業イメージが低下し、求職者の応募が減少する可能性

ハラスメント対策を行うことは、誰もが安心して働ける就業環境を整備するうえで必要です。

企業として、労働者に職場における安心感を与え、満足度を高めることが求められます。

ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣事業(令和8年9月に開始)

市内事業者や自治会、サークル活動などを行う任意団体等がハラスメント防止のための研修を実施する際に、講師を無料で派遣します。

研修内容は事前の打ち合わせで決定するため、事業者のニーズに合った研修を実施することができます。

対象 小郡市内に住所がある事業者等

開催時間 1団体あたり2時間以内

申込方法 申請書を総務課窓口へ提出

※申請書は窓口・市ホームページで取得できます



令和8年4月1日施行の小郡市ハラスメントの防止等に関する条例の全文・取組の詳細は市ホームページで閲覧できます。



市ホームページ